

暮らしの中の国民年金

退職後60歳までは強制加入者

新年金制度（昭和61年4月改正）では、20歳から60歳までの人は必ず国民年金に加入することになっています。よく、60歳前に会社を退職した方から、私は厚生年金をもらう資格があるので国民年金は加入しなくてもよいのではないかとこの相談を受けることがあります。

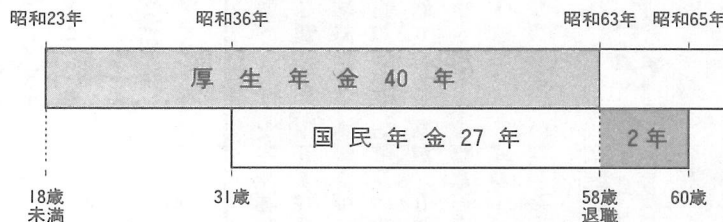
確かに改正前の年金制度では加入の必要がありませんでした。しかし、新しい制度では、すでに60歳前に年金をもらっている方を除き、すべて国民年金の強制加入者となります。そこで、58歳で退職された方が60歳まで加入した場合、年金額がどれだけ増えるのか試算してみました。

納め忘れの保険料は年内に

どこの家庭でも年末の整理はこれからだと思いが、あなたの国民年金の保険料、納め忘れはありませんか。今一度確認してみてください。納め忘れのある方は、年内に納めるようにしましょう。

昭和5年5月生まれで、すでに40年間厚生年金の加入期間がある人が、退職して60歳まで国民年金保険料を納付した場合

平均標準報酬月額 170,000円
加入可能年数 29年



●特別支給の老齢厚生年金(60歳～64歳)

定額部分

$$2,187円 \times 420月 \times 1,007 = 924,969円$$

(注1) (注2) 物価スライド率

報酬比例部分

$$170,000円 \times 480月 \times \frac{9.44}{1,000} \times 1,007 = 775,696円$$

1,700,700円

●老齢基礎年金+老齢厚生年金(65歳から)

老齢基礎年金＝

$$627,200円 \times \frac{27年 \times 12月}{29年 \times 12月} = 583,900円$$

老齢厚生年金＝

$$775,696円 + (924,969円 - 583,900円) = 1,116,800円$$

●2年加入しなかった場合

$$583,900円 + 1,116,800円 = 1,700,700円$$

●2年加入した場合

老齢基礎年金＝

$$627,200円 \times \frac{29年 \times 12月}{29年 \times 12月} = 627,200円$$

$$627,200円 + 1,116,800円 = 1,744,000円$$

注1) 定額単価及び乗率は生年月日に応じて定められています。

注2) 加入月数が420月以上は420月とします。

注3) 加入可能年数は生年月日に応じて定められています。

注4) 経過的加算 →

$$(定額部分 - 626,500円) \times \frac{36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金加入期間}{加入可能年数 \times 12}$$